

三豊市文書館基本構想

平成22年12月

三 豊 市

目 次

1. 三豊市文書館基本構想の策定までの経緯	1
2. 文書館の基本理念	1
3. 文書館設置の意義と必要性	
(1) 意義	2
(2) 必要性	2
4. 文書館の役割と機能	3
5. 類似施設との役割分担と連携	
(1) 役割分担	3
(2) 連携	4

1. 三豊市文書館基本構想の策定までの経緯

本市では、平成19年3月に「文書館整備事業」に着手し、同年6月に「三豊市文書館条例」を公布しました。

三豊市文書館の設置目的は、その中で「郷土の歴史的、文化的価値を有する市の公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与する。」と示しています。

これに基づき本市では、7町の合併に伴い重要な公文書が散逸するのを防ぐため、その収集、保管に取り組んでいます。そして、現在では、保存年限が満了した公文書は、評価選別を待っている状況にあります。

また、全国的にも設置事例の少ない文書館は、開館に向けて今後の整備方針やあり方について協議し、検討して取りまとめたものが必要になります。

こうした中、本市では平成20年12月に、まちづくりの設計書ともいえる「三豊市新総合計画」を策定し、「情報公開の推進」の主要事業として「文書館管理事業」を明記しました。

また、国においては、昭和62年に「公文書館法」が制定されたことにより公文書館が法的に位置付けられ、平成21年には「公文書等の管理に関する法律」が公布され、公文書等の適正な管理に関することが規定されました。

このような情勢の中、本市では文書館の開館に向けて平成21年9月に「三豊市文書館協議会」を設置すると同時に、今後の整備方針やあり方について諮問し、平成22年5月には同協議会から答申をいただきました。

この「三豊市文書館基本構想」は、その答申に基づいて策定したものです。

2. 文書館の基本理念

文書館は、郷土の歴史的、文化的価値を有する市の非現用公文書、地域資料、刊行物その他の記録（以下「永久保存文書等」という。）を収集し、保存し、広く利用に供することにより、地域文化の発展に寄与することを基本理念とします。

※「非現用公文書」とは、保存年限が満了し、職員が現に利用に供しなくなった文書です。

3. 文書館設置の意義と必要性

(1) 意義

三豊市新総合計画（基本構想）の基本目標のひとつである、「ともに考え行動する、自らが創るまち」を目指すために「情報公開の推進」は欠かせない施策です。設置の意義は、次の3点とします。

① 永久保存文書等の保存

永久保存文書等は、歴史的、文化的価値を有するため永久に保存します。

② 情報の公開と共有化

永久保存文書等を公開し、情報と意識の共有化を図り、市政に対する市民の理解と信頼を深めます。

③ 地域文化の発展に寄与

永久保存文書等が幅広く利用されることにより、地域文化の発展に寄与します。

(2) 必要性

三豊市新総合計画（基本計画）の施策にある「情報公開の推進」及び「三豊市文書館条例」、「公文書館法」等に示された、次の3点を文書館設置の必要性とします。

① 永久保存文書等の適正管理

公文書館制度の中で「情報公開の推進」に資するため、永久保存文書等を適正に管理します。

② 市政の説明責任

永久保存文書等に基づく情報の積極的な公開により、市民に対する説明責任を果たします。

③ 市民と市政の緊密な関係構築

市政に関する情報の共有化により、多様な分野における市民、市民組織、民間企業及び行政の新たな関係を構築します。

4. 文書館の役割と機能

「三豊市文書館条例」及び「三豊市新総合計画」に基づいた、次の3点が文書館の役割及び機能です。

① 永久保存文書等の整理保存

市民及び市の記録資料（永久保存文書等）を後世に残していきます。

② 情報の開示と利用

市民の「見たい」、「知りたい」、「役立てたい」に応えます。

③ 普及啓発と情報の共有化

市民が共有できる市政情報（永久保存文書等に基づく情報）を明らかにしていきます。

文書館の職員は、これらの業務を行うための調査研究に努めるとともに、永久保存文書等に関連する調査研究に取り組むことにより、本市における学術の振興及び文化の向上を図っていきます。

5. 類似施設との役割分担と連携

(1) 役割分担

旧7町には、それぞれ「図書館（室）」、そして詫間町には、「民俗資料館」、「考古館」といった類似施設があります。

文書館は、各施設が次のような事業を行うことを心得たうえで、協力しながら相互の役割分担を踏まえた活動を行います。

① 図書館（室）

図書、記録、視聴覚資料その他必要な資料を収集し、整理し、及び保存し、市民の利用に供します。

② 民俗資料館

市の歴史、民俗等に関する資料の収集、保管、展示、調査及び研究を行います。

③ 考古館

市内外の考古等に関する資料の収集、保管、展示、調査及び研究を行います。

④ 文書館

非現用公文書等（原本）を収集し、保存し、広く利用に供します。

(2) 連携

それぞれ市内の施設に設置されている「三豊市図書館協議会」、「三豊市詫間町民俗資料館協議会」、「三豊市詫間町考古館協議会」との間においても、緊密な連携を図ることにより、市民が利用しやすい仕組みづくりを目指します。